## 県庁オフィス改革モデル事業業務企画提案競技審査要領

令和6年6月21日

## 1 目 的

この要領は、県庁オフィス改革モデル事業業務企画提案競技に関し、公正かつ適正な選考を実施するために必要な事項を定める。

## 2 審査委員会

委員長 池北 斉(行政改革推進室 室長)

副委員長 財産総合管理課 大塚 英昭(財産総合管理課 課長補佐)

内部委員 一政 稔 (人事課行政改革推進室 改革推進担当 主幹)

黒木 真一(財産総合管理課 庁舎管理担当 主幹)

宮崎 智美 (総合政策課 課長補佐)

事務局 倉元 淑江(人事課行政改革推進室 改革推進担当 主任主事) 村角 のどか(財産総合管理課 庁舎管理担当 主任主事)

## 3 審査方法

- (1) 企画提案書、見積書等の書類審査を実施する。
  - ① 審査委員が「審査表」により採点を行う。
  - ② 審査の得点が最も高い提案を選定する。ただし、次の場合は審査委員会のうち、審査委員長及び内部委員のうち行政改革推進室に属する委員にて協議を行い、審査委員長が最も優れた提案者を決定する。
    - (ア) 同点若しくは得点差が僅差の場合
    - (イ) 審査委員による評価が著しく分かれる場合
- (2) 提案者が1者の場合

書類審査を実施し、審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると 判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。